特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
20	児童扶養手当の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栗東市は、児童扶養手当の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	―

評価実施機関名

滋賀県栗東市長

公表日

令和8年2月27日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、受給資格者（申請者）、配偶者及び扶養義務者の住民基本台帳情報・所得情報・年金受給情報等を管理し、児童扶養手当の受給資格（受給額）の認定・証書の交付、額改定等に関する事務を行う。 この業務を行うにあたり、次の事務について特定個人情報を取り扱う。 ①受給資格及びその額の認定の請求の受理・審査及び応答に関する事務 ②児童扶養手当証書に関する事務 ③額改定、現況届、変更、未支払手当請求など各種届出・請求の受理・審査及び応答に関する事務 ④関係機関に対する資料の提供等の求めに関する事務
③システムの名称	・児童扶養手当システム ・団体内統合利用番号連携サーバ ・中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
・児童扶養手当情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項　別表第56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第29条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律番号利用特定個人情報第19条第8項に基づく主務省令第2条の表81項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第83条 【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律番号利用特定個人情報第19条第8項に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第19条、第22条、第44号、第91号、第92号、第127号、第143号、第157号、第163号	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭局　子育て支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒520-3088　滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号　　栗東市こども家庭局　子育て支援課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒520-3088　滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号　　栗東市こども家庭局　子育て支援課
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月14日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月14日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次の教育研修を行っている。 ・事務取扱担当者へのサイバー・セキュリティ研修 ・特定個人情報の取扱い及び管理に関する事務に従事する職員・保護責任者への研修	

9. 監査		
実施の有無	[　] 自己点検　[○] 内部監査　[　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報セキュリティ担当課において、ユーザ認証の管理、アクセス権限の発行・失効の管理を行っている。 特定個人情報の使用の記録(ログ)をとっており、保護責任者により確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	Ⅳ　リスク対策			事後	様式変更による記載
令和5年1月31日	Ⅰ　関連情報	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第19条第7項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第19条第8項	事後	法令改正に伴う修正
令和5年1月31日	Ⅰ　関連情報	別表第二　13、16、26、30、47、64、65、87、116の項	別表第二　13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項	事後	法令改正に伴う修正
令和5年1月31日	Ⅰ　関連情報	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務	事後	法令改正に伴う修正
令和5年1月31日	Ⅰ　関連情報	子ども健康部　子育て応援課	子ども青少年局　子育て応援課	事後	組織改編に伴う修正
令和5年1月31日	Ⅰ　関連情報	子ども・健康部　子育て応援課	子ども青少年局　子育て応援課	事後	組織改編に伴う修正
令和5年1月31日	Ⅱ　しきい値判断項目	対象人数　1,000人以上1万人未満　平成27年9月30日　時点	対象人数　1,000人以上1万人未満　令和4年11月30日　時点	事後	直近の対象者数を確認（変更なし）
令和5年1月31日	Ⅱ　しきい値判断項目	取扱者数　500人未満　平成27年9月30日　時点	取扱者数　500人未満　令和4年11月30日　時点	事後	直近の取扱者数を確認（変更なし）
令和7年11月14日	Ⅰ　関連情報	こども青少年局　子育て応援課	こども家庭局　子育て支援課	事後	組織改編に伴う修正
令和7年11月14日	Ⅰ　関連情報	3及び4..法令上の根拠		事後	法令改正に伴う修正
令和7年11月14日	Ⅱ　しきい値判断項目	令和4年11月30日時点	令和7年11月14日時点	事後	直近の取扱者数を確認（変更なし）
令和7年11月14日	Ⅳ　リスク対策	8.人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		事後	様式変更により記載
令和7年11月14日	Ⅳ　リスク対策	自己点検	内部監査	事後	内部監査実施による追加